



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(政策目標4-2) 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
	政策の達成目標	金融機関破綻時等におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムを安定させること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	当分の間
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	これまでに適用した実績はない。
有効性	要望の措置の適用見込み	要望内容の性格上、明示困難なため、適用見込み明示せず。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	協定銀行による資産の買取りは、保険会社の破綻処理に必要な不可欠な制度であり、保険契約者等の保護を図る観点から強い公共性を有しており、本措置は保険会社破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムの安定に寄与する見込みであり、手段として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税 ・登録免許税の免除(保険業法附則第1条の2の12第1項) ・土地等の譲渡にかかる租税特別措置法の適用除外(保険業法附則第1条の2の12第2項)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	協定銀行による資産の買取りは、保険会社の破綻処理に必要な不可欠な制度であり、保険契約者等の保護を図る観点から強い公共性を有しており、本措置は保険会社破綻時等におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムの安定に寄与することから、本措置は妥当なものである。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>これまで適用した実績はない。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>なし</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>協定銀行による資産の買取りは、保険会社の破綻処理に必要不可欠な制度であり、保険契約者等の保護を図る観点から強い公共性を有しており、本措置は保険会社破綻時におけるセーフティネット機能を十全に発揮し、ひいては金融システムの安定に寄与するものとなっており、手段として有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>要望内容の性格上、明示困難なため、達成目標明示せず。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>要望内容の性格上、明示困難なため、達成目標明示せず。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成12年度改正において、初めて本措置を要望し、平成15年度、平成17年度、平成19年度、平成21年度、平成23年度、平成25年度、平成27年度、平成29年度、平成31年度及び令和3年度改正要望で同措置の延長を要望し、それぞれ2年間の延長がなされている。</p>